

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1, 0 0 0 円</u>
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 求人者が求職者に予定している年収の <u>1 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>5 0 %（または 5 0 0, 0 0 0 円）</u> (いずれか高い方) を上限とします。 手数料負担者は 求人者 とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%（または500,000円）</u> （いずれか高い方）を上限とします。 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
-----------------------------	--

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 13-ユ-310681

事業所の名称及び所在地

株式会社 パワーサポート 東京都練馬区早宮一丁目１８番２６号